

## 中小企業者等イノベーション推進補助金募集要領

注意：本補助金は、デジタル庁が提供する事業者向け電子申請システム「jGrants」による申請を要件としています。当制度の利用には、アカウント「G ビズ ID」の取得が必要で、登録には2～3週間の期間が必要となります。詳しくは、「8 提出方法」をご確認ください。本システムは、今後国等の補助金申請で普及することも予想されることから、本補助金の活用を検討されている方は、まず ID の取得から始めることをお勧めします。

### 1 制度の目的

持続可能な市内経済の構築や地域経済の活性化に向けて、事業継続や、販路開拓、新商品・新サービスの開発、DX・IT化等の新たな成長に歩みだす市内事業者を支援し、経営環境の変化にも柔軟に対応可能な中小企業者等の増加を図るもの

### 2 対象者

次のいずれも満たす人又は団体

- ・「jGrants※1」の利用アカウント「G ビズ ID」を持ち、電子申請が可能な事業者
- ・市内に主たる事務所又は事業所等を置く※2 中小企業者等※3

ただし、次に該当する人及び団体は対象外です。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者
- ・政治活動、宗教活動を目的とした事業を営む人及び団体
- ・上記事業者のほか、本支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が特に認めるもの

#### ※1 jGrants について

デジタル庁が提供する事業者向け電子申請システムのことで、国が活用を推進しています。利用には、アカウント「G ビズ ID」の取得が必要で、登録には2～3週間の期間が必要となります。詳しくは、「8 提出方法」をご確認ください。

※2 下記の要件を満たす必要があります。

区分	上越市内として必要な要件
法人	登記簿上の本店所在地
個人事業主 (いずれか)	確定申告書の事業所所在地
	開業届書の納税地
	住民票

※3 中小企業者等の定義

中小企業者及び公益法人等をいう。

- ・中小企業者…中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（不給付事業者を除く。）。別表に目安を表示しています。
- ・公益法人等…法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人

## 3 対象事業

## ①イノベーション推進事業

事業区分	補助率	募集件数
企業のイノベーションに資する事業	1/2 (上限 50 万円)	50

## ②特定イノベーション推進事業

次に該当する企業のイノベーションに資する事業

事業区分	補助率	募集件数
稼ぐ力強化事業	3/4 (上限 75 万円)	120
ワーク・ライフ・バランス推進企業応援事業		
メイド・イン上越推進事業		15
観光コンテンツ形成推進事業		

※交付は、事業者について一年度につき 1 回限りとなります。

※補助対象額は税抜きです。

#### 4 スケジュール

##### (1)事業期間

募集期間：令和4年5月9日（月）～6月30日（木）

交付決定：令和4年8月中旬頃

事業期間：交付決定の日から令和5年2月15日（水）

##### (2)全体の流れ

5月9日（月）募集開始

6月30日（木）申請受付締切

～市による審査～

8月中旬頃 交付決定（不交付決定）

～交付決定後の流れ～

①補助事業の着手（発注、契約等の開始）

②補助事業の完了

③実績報告書の提出

④市による実績報告書の審査

⑤補助金の支払い

##### (3)実績報告書の提出期限

事業完了後14日以内又は令和5年2月15日（水）のいずれか早い日

#### 5 対象経費

事業継続のための新たな事業、販路開拓のための新たな事業、新商品・新サービスの開発、DXやワーク・ライフ・バランス等の新たな組織改善など、新たに行う革新的な事業であって次に掲げる経費

工事費（設備・大規模改修等）

委託費（設計費、事業承継、専門家相談、コンサルティング等）

購入費（設備・備品、専用車両、原材料等）

広告費（HP作成、展示会出展料、販売促進品等）

旅費・謝金等（展示会参加経費、専門家招へい等）

※原則として、交付決定前に契約・購入等した経費は対象外です。

※工事費や購入費等のハードに係る割合が概ね8割以内となることが望ましいです。

## (対象外経費)

- ・ 店舗改装費  
（ただし、稼ぐ力強化事業であって、補助対象経費が 40 万円以内の場合を除く。）
- ・ 補助対象事業者の人件費
- ・ 損失補填
- ・ 家賃等の固定費
- ・ 不動産の取得・修繕費
- ・ 借入れに伴う支払利息
- ・ 預託金・敷金・保証金
- ・ 公租公課、官公署に支払う手数料等
- ・ 振込手数料、飲食・接待費
- ・ 税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・ 販売や有償レンタルを目的とした製品や商品等の生産・調達に係る経費  
（観光コンテンツ形成を目的としたレクリエーションの提供に必要なとなるレンタル品を除く。）
- ・ 事務用品等の消耗品費
- ・ 光熱水費等のランニングコスト
- ・ 営業車の購入費
- ・ 営業のための事務所の整備費
- ・ 資格取得のための研修に出席するための旅費
- ・ レンタルオフィス用の改装費
- ・ 新たな取組を行うのに必要な使用頻度の低い汎用品その他市長が不相当と認める経費

## 6 審査方法

- ・ 下表の評価基準に基づき、評点審査を行います。
- ・ 評価項目ごとに点数化し、審査得点を算出します。(合計 100 点)
- ・ 審査の結果、60 点に達しないものは、順位付けから除外します。
- ・ 総合得点が高い事業から採択事業数を交付決定します。

### (評価項目及び評価の観点)

評価項目	評価の観点	主な評価様式(参考)	採点 5点満点	配点
革新性	・ これまでの事業に対して革新性が高い。	事業計画書 4, 6	5-4-3-2-1	25 点
				採点×5
実効性 優位性	・ 付加価値額向上に効果があると認められる。 ・ これまでの事業との関連性が高く、他の事業者が行うよりも効率性が高い。	事業計画書 3, 7	5-4-3-2-1	20 点
				採点×4
実現性	・ 実現性が高いと認められる。 ・ 事業の目標が、妥当な水準になっている。	事業計画書 収支計画	5-4-3-2-1	10 点
				採点×2
独自性	・ 前例がなく、独自性の高い事業と認められる。	事業計画書 4, 8	5-4-3-2-1	10 点
				採点×2
持続性 将来性	・ 事業の継続性や更なる拡充やレベルアップが見込まれる。	事業計画書 収支計画	5-4-3-2-1	10 点
				採点×2
積極性	・ 単にハード整備（工事や購入等）のみならず、効果を高めるために営業や周知、調査、周辺調整等の意欲的な取組（補助対象外の取組を含む）が一体となっている。	事業計画書 2, 4	5-4-3-2-1	15 点
				採点×3
社会性 等	・ 地域活性化に資する事業と認められる。 ・ その他、評価すべき点がある。	事業計画書 2, 4	5-4-3-2-1	10 点
				採点×2

## 7 提出書類

- ①交付申請書
- ②誓約書
- ③事業計画書
- ④収支計画書
- ⑤見積り（補助対象経費を構成する経費の見積り）
- ⑥（工事費、購入費がある場合）図面や仕様が分かる書類
- ⑦納税状況調査承諾書又は市税の納税証明書の写し
- ⑧（ワーク・ライフ・バランス推進企業応援事業の場合のみ）新潟県ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録証、又は提出済みの登録等応募用紙の写し  
 ※申請中の場合は、実績報告書提出時に登録証を提出していただきます。
- ⑨（観光コンテンツ形成推進事業の場合のみ）観光コンテンツ形成推進事業要件確認シート

※不足書類があると審査前に不受理となってしまうため、十分必要書類を確認してください。

## 8 実績報告に必要な書類

- ①実績報告書
- ②事業結果報告書
- ③補助対象経費の支払に係る領収書等の写し  
 （領収書のほか、振込依頼書、通帳の写し等により支払いを行ったことがわかるもの、すべての支払いに証明書類が必要です。）
- ④補助対象事業に係る写真、成果物その他の補助対象事業を実施したことが分かる資料 等  
 （補助で整備した建物、備品等の写真、作成した印刷物 など）

## 9 提出方法

本補助金は、アカウント「G ビズ ID」をお持ちの方を要件としており、申請は電子申請システム「jGrants」により行っていただきます。

G ビズ ID の登録には 2～3 週間の期間が必要となります。本システムは国等の補助金申請で今後普及することが予想されることから、本補助金の活用を検討されている方は、まず G ビズ ID の取得から始めることをお勧めします。

①G ビズ ID のアカウントの登録方法

デジタル庁のホームページをご確認ください。

G ビズ ID アカウントの種別は、「g B i z I D プライム」又は「g B i z I D メンバー」が必要です。

時間を要しますので、早めにお手続きをお願いします。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

②「jGrants」による申請方法

「jGrants」サイト

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000006E2ocEAC?fromList=true>

にアクセスし、ログインの上、申請フォームより手続きをお願いします。

手続きの詳細は、別紙「jGrants 申請方法・手順」をご確認ください。

10 事前相談・問合せ

①事前相談

募集期間中は、随時事前相談を受付します。

来庁による相談をご希望される場合は、担当者が不在の可能性があるので、電話にてご連絡いただいてからご来庁いただきますようお願いいたします。

②問合せ先

上越市木田 1-1-3

上越市 産業観光交流部 産業政策課 産業振興係

電話：025-520-5729 平日 8:30~17:15

FAX：025-520-5852